

# まちづくりナビ

第12回



今回は、誘導施策、  
目標値、届出制度  
について解説する  
よ!

笠間特別観光大使  
**笠間のいな吉®**

## 誘導施策の設定

集約と連携のまちづくりの実現に向けて、「あつめる」「つなぐ」「魅力を高める」の観点から、誘導施策を設定します。誘導施策とは、各区域内に各種機能を誘導するために市が取り組む支援策のことです。

居住環境の維持・向上に関する支援策

居住誘導区域や生活機能維持区域において、住宅の立地や集積を促進するための支援策  
◇空地や空家を含めて、公民連携による居住地域の形成を推進  
◇空家等を活用した企業のサテライトオフィスを誘導・推進  
◇拠点間を結ぶ幹線道路の整備や生活道路の利便性・安心・安全の確保  
◇河川改修等の治水対策の推進 など

都市機能の維持・向上に関する支援策

都市機能誘導区域において、誘導施設の立地や集積を促進するための支援策  
◇企業誘致の推進  
◇公共施設の適切な管理や適正な配置の推進  
◇通学路や市街地の幹線道路における高質歩道整備や無電柱化の推進 など

その他広範な集約と連携に関する支援策

都市機能誘導区域と居住誘導区域や郊外部の集落地などを連携するための支援策  
◇乗り物を軸としたスマートシティ形成の推進  
◇デマンドタクシーや路線バス等の市内交通の向上に向けた再編の検討  
◇運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納の支援 など

## 定量的な目標値の設定(案)

上記の施策により、集約と連携のまちづくりの効果が現れているか把握・評価するため、定量的な目標値を定めます。

あつめる

居住誘導区域

人口密度

現況：23.3 人 /ha

目標：23.3 人 /ha

つなぐ

公共交通

徒歩圏人口カバー率

現況：22.9%

目標：32.2%

魅力を高める

都市機能誘導区域内に未立地

である誘導施設の立地数

現況：0 施設

目標：14 施設



## 届出制度

一般の戸建住宅は、届出はいらないんだよ!

計画の公表後は、各区域外で下記の開発・建築を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止しようとする場合に届出が必要です。

開発・建築（新築・改築・用途変更）の計画

【住宅等の場合】  
3戸以上  
または  
1,000m<sup>2</sup>以上の住宅等

【誘導施設の場合】

開発・建築・休廃止を行う場所

「居住誘導区域、生活機能維持区域」外  
での開発・建築

- ①都市機能誘導区域外での開発・建築
- ②都市機能誘導区域での休廃止

(着手の  
30日前まで)  
届出

【問い合わせ】 都市計画課（内線 586）

次回は、景観行政団体についてお知らせします。